

平成24年(ワ)第2372号移送申立却下決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告事件（原審・東京地方裁判所平成24年(ワ)第146号，原々審・東京簡易裁判所平成24年(ワ)第600265号，基本事件・同裁判所平成24年(イ)第319477号）

## 決 定

岩手県奥州市

抗 告 人

同 代 理 人 弁 護 士 亀 山 元

同 大 沼 宗 範

大阪府中央区北浜四丁目4番12号

相 手 方 株 式 会 社 日 本 保 証

(旧商号・株式会社ロプロ)

同代表者代表取締役 藤 原 治

## 主 文

- 1 原決定を取り消す。
- 2 基本事件を水沢簡易裁判所に移送する。
- 3 抗告費用は，相手方の負担とする。

## 理 由

### 第1 本件抗告の趣旨及び理由

本件抗告の趣旨及び理由は，別紙「再抗告状」，「再抗告理由書」及び「再抗告理由補充書」（各写し）記載のとおりである。

### 第2 事案の概要

- 1 基本事件は，株式会社武富士（以下「武富士」という。）が，抗告人（基本事件被告）との間で締結した極度額を定めて金銭を貸し付ける旨の基本契約（以下「本件基本契約」という。）に基づき，抗告人に対し，継続的に金銭を貸し付けたところ，相手方（基本事件原告）が，武富士から会社分割により消費者金融事業を承継し，武富士の抗告人に対する本件基本契約に基づく貸主たる地位を承継したと主張して，抗告人に対し，貸付金残元本18万3435円及び

東 京 高 等 裁 判 所

これに対する平成24年5月31日における利息9万7154円及び遅延損害金6万3103円の合計34万3692円並びに上記貸付金残元本に対する平成24年6月1日から支払済みまで利息制限法所定の制限利率である年18パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原告人が、基本事件について、民事訴訟法16条1項及び17条に基づき、水沢簡易裁判所への移送の申立て（以下「本件移送申立て」という。）をしたところ、原々審が本件移送申立てを却下し、これに対し原告人が申し立てた即時抗告を原審が棄却したことから、原告人が本件抗告を申し立てた。

2 原審は、概要、次のように説示して、本件移送申立ては理由がないと判断した。

(1) 本件基本契約に係る契約書（以下「本件基本契約書」という。）には、武富士カード会員規約（以下「本件規約」という。）を承認する旨の記載があり、本件規約には、会員の住所地、購入地及び武富士の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることを合意する旨の条項があるところ、原告人が本件基本契約書に自署したことが認められるから、特段の事情がない限り、武富士と原告人は、武富士の本店所在地を管轄する東京簡易裁判所を管轄裁判所とする旨合意したと認められ、一件記録上、上記特段の事情はうかがわれない。

(2) 原告人は、本件規約に定める「本社所在地を管轄する裁判所」とは、訴え提起時における債権者の本店所在地を管轄する裁判所をいうものと解するのが当事者の合理的意思解釈であると主張するが、武富士と原告人は、上記(1)の管轄裁判所の合意をした当時、本件基本契約に基づく貸主たる地位が移転するなどして債権者の本店所在地が変動することを想定していたとは考えられないから、本件規約に定める「本社所在地を管轄する裁判所」とは、本件基本契約の締結の際に武富士の本店所在地であった東京都新宿区を管轄する東京簡易裁判所をいうものと解するのが相当であり、原告人の上記主張は、採用することができない。

(3) そして、相手方は、武富士から会社分割により消費者金融事業を承継し、武富士の抗告人に対する本件基本契約に基づく貸主たる地位を承継したと認められるから、武富士と抗告人との間の東京簡易裁判所を管轄裁判所とする合意は、上記の貸主たる地位の移転とともに相手方に承継され、この貸主の変動によって、上記合意における管轄裁判所が変更されることはないと解するのが相当である。

(4) 以上により、東京簡易裁判所が基本事件の管轄を有することが認められるから、抗告人の民事訴訟法16条1項に基づく本件移送申立ては、理由がない。

(5) また、基本事件における請求原因の認否等はいまだ明らかでなく、基本事件を東京簡易裁判所において審理することによって訴訟の進行が遅滞する程度や抗告人が訴訟追行上受ける不利益の程度は明らかとなっていない上、基本事件の審理においては、続行期日における陳述の擬制（民事訴訟法277条）、尋問等に代わる書面の提出（同法278条）等の方法を利用することにより、抗告人の訴訟追行上の負担の軽減を図ることも可能であることにも鑑みれば、抗告人が遠隔地に居住していることなどを考慮しても、基本事件を東京簡易裁判所において審理することが訴訟の著しい遅滞を生じさせ、又は当事者間の衡平を害すると認めるには足りない。

よって、抗告人の民事訴訟法17条に基づく本件移送申立ても、理由がない。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 上記第2の2の原審の判断のうち、抗告人が本件基本契約書に自署したことから、抗告人と武富士が「会員の住所地」、購入地及び「武富士の本社所在地」を管轄する裁判所を管轄裁判所とする管轄の合意（以下「本件管轄合意」という。）をしたとする点は、是認することができるが、そのことから、抗告人と武富士が「本件基本契約を締結した当時の武富士の本店所在地」を管轄する東京簡易裁判所を管轄裁判所とすることを合意し、当該合意の内容が、会社分割

により武富士の消費者金融事業を承継した相手方にも承継され、貸主たる地位の変動によって変更されることはないとした点は、是認することができない。なぜなら、裁判管轄の合意は、訴えを提起する際に具体的な効力を生じるものであるから、本件管轄合意は、「訴え提起時における武富士の本店所在地を管轄する裁判所」を管轄裁判所として合意したものとみるのが当事者の合理的意思に沿うものというべきだからである。

そして、本件においては、相手方は、武富士から会社分割により消費者金融事業を承継し、武富士の抗告人に対する本件基本契約に基づく貸主たる地位を承継したというのであるから、武富士と抗告人との間の本件管轄合意は、上記の貸主たる地位の移転に伴い、相手方に承継されることになる。そうすると、基本事件の訴え提起時の「会員の住所地…を管轄する裁判所」は水沢簡易裁判所であり、基本事件の訴え提起時の相手方の「本社所在地を管轄する裁判所」は大阪簡易裁判所であるから、本件管轄合意により基本事件について管轄を有する裁判所は、水沢簡易裁判所及び大阪簡易裁判所であるということになる。

原審は、本件規約に定める「本社所在地を管轄する裁判所」とは、訴え提起時における債権者の本店所在地を管轄する裁判所をいうものと解するのが当事者の合理的意思解釈であるとの抗告人の主張を排斥し、武富士と抗告人は、本件管轄合意をした当時、本件基本契約に基づく貸主たる地位が移転するなどして債権者の本店所在地が変動することを想定していたとは考えられないと説示するが、本件規約における管轄裁判所の合意条項における会員の「住所地」及び武富士の「本社所在地」は、いずれも訴えの提起時までに変更があり得るものであるにもかかわらず、抗告人と武富士は、特定の裁判所（例えば、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所）を管轄裁判所とする旨の合意をしていないのであるから、当事者の合理的意思は、上記のとおり、訴え提起時における抗告人の「住所地」及び武富士の「本社所在地」を管轄する裁判所を管轄裁判所として合意したものと解するのが相当である。

2 以上によれば、東京簡易裁判所には基本事件の管轄は認められないから、民

事訴訟法16条1項に基づき、基本事件を、本件管轄合意によって管轄が認められる水沢簡易裁判所又は大阪簡易裁判所のいずれか一方に移送することになるが、このように、同項に基づき移送すべき管轄裁判所が複数存在する場合には、原告である相手方の意思のほか、同法17条の趣旨をも斟酌して、移送する裁判所を選択すべきである（なお、抗告人は、同条に基づき、水沢簡易裁判所に移送することを求めているが、上記のとおり、東京簡易裁判所には基本事件の管轄がないから、受訴裁判所が管轄を有する事件の移送について定めた同条が直接適用されるわけではない。）。

そこで検討するに、原審における相手方の意見書によれば、相手方の本件に関する書類は既に大阪市所在の本店にはない上、本件に精通している担当者も本店には在籍していないというのであるから、相手方が大阪簡易裁判所における審理を望まないことは明らかというべきである。

他方、基本事件における認否が明らかでない現時点において、争点及びこれを審理するために必要な証拠調べの見通しは明らかでない上、簡易裁判所においては、尋問等に代わる書面の提出（民事訴訟法278条）が認められているから、「当事者及び尋問を受けるべき証人の住所」を重視することは相当でないし、基本事件の性質上、「使用すべき検証物」の存在も想定し難いこと、水沢簡易裁判所は、本件管轄合意により管轄が認められる裁判所であることに加えて、「被告の普通裁判籍の所在地」を管轄する裁判所（同法4条1項）として、いわゆる法定管轄を有する裁判所でもあること、基本事件の審理においては、電話会議の方法による弁論準備手続の実施（同法170条3項）、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則（同法277条、278条）等を利用することにより、相手方の訴訟遂行上の負担を軽減することも可能であることに照らせば、基本事件を水沢簡易裁判所において審理することが訴訟の著しい遅滞を生じさせ、又は当事者間の衡平を害するとまではいえない。

3 以上のとおり、原決定は、当事者間の管轄の合意の解釈を誤り、ひいては民事訴訟法11条及び16条1項の解釈を誤ったものであるから、原決定には判

断に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるというべきであり、本件抗告には、理由がある。

よって、原決定を取り消し、基本事件を水沢簡易裁判所に移送することとして、主文のとおり決定する。

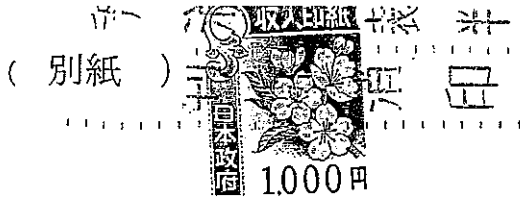
平成25年2月8日

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 原 優

裁判官 野 村 高 弘

裁判官 本 田 能 久



正 本

基本事件：東京簡易裁判所平成24年（ハ）第319477号

再抗告人（基本事件被告）

相手方（基本事件原告） 株式会社日本保証

再抗告状

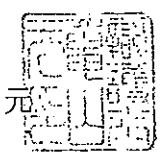
平成24年(ウ)第10696号  
民事第 32 部  
民事事件係

平成24年10月10日

東京高等裁判所 御中

再抗告人代理人弁護士

亀 山



同

大 沼 宗



1 当事者の表示 当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京地方裁判所平成24年（ソ）第146号移送申立却下決定に対する即時抗告事件につき、同裁判所が平成24年10月2日付をもってした下記決定の送達を平成24年10月5日受けたが、全部不服につき再抗告を申し立てる。

第1 原決定の表示

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

貼用印紙	1,000 円
郵 券	4,600 円
備 考	小宮



## 第2 再抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 東京簡易裁判所平成24年（ハ）第319477号貸金請求事件を水沢簡易裁判所に移送する。  
との決定を求める。

## 第3 再抗告の理由

おって再抗告理由書を提出する。

以上



## 当事者目録

〒 ー

岩手県奥州市

再抗告人

〒028-0513

岩手県遠野市東穀町8番13号

遠野ひまわり基金法律事務所（送達場所）

TEL:0198-63-1755/FAX:0198-63-1756

再抗告人代理人弁護士 亀山 元

同 大沼宗範

〒541-0041

大阪府大阪市中央区北浜四丁目4番12号

相手方 株式会社日本保証

上記代表者代表取締役 藤原 治

基本事件 東京簡易裁判所平成24年(ハ)第319477号

抗告提起事件番号 平成24年(ソラ)第10696号

再抗告人(基本事件被告)

相手方(基本事件原告) 株式会社日本保証

## 再抗告理由書

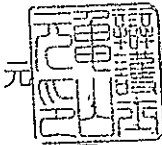


平成24年10月26日

東京高等裁判所 御中

再抗告人代理人弁護士

亀 山



同

大 沼 宗



### 1 当事者の表示 当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京地方裁判所平成24年(ソ)第146号移送申立却下決定に対する即時抗告事件につき、同裁判所が平成24年10月2日付をもってした抗告の棄却決定(以下「原決定」という。)に対して、再抗告人は、さきに再抗告状を提出したが、再抗告理由書を提出する。

### 第1 憲法違反について

#### 1 憲法32条違反

原決定は、東京簡易裁判所が基本事件の管轄を有すると判断してい

るが、第2記載の通り、東京簡易裁判所は基本事件の管轄を有していない。

したがって、原決定は、再抗告人に、管轄のない裁判所での裁判を強いるものであり、「裁判所において裁判を受ける権利」を保障した憲法32条違反がある。

## 2 「裁判所」の解釈について

憲法32条の「裁判所」とは、訴訟法の定める管轄権を有する具体的な裁判所を指すかどうかという点は争いがある。

この点、最判昭和24年3月23日刑集3-3-352は、憲法32条の趣旨は、すべて国民は憲法または法律に定められた裁判所においてのみ裁判を受ける権利を有し、裁判所以外の機関によって裁判をされることはないことを保障したものであって、訴訟法で定める管轄権を有する具体的裁判所において裁判を受ける権利を保障したのではないと判示している。

しかしながら、この判例の見解であると、管轄権のある裁判所に対する訴や上訴が故なく拒否されても、訴訟法の認める救済手段以外に憲法上の保護を求めることができないということになるが、これでは人権の尊重について周到な注意を払った憲法を没却することになる（上記判例の長谷川裁判官の反対意見）。

また、近時の学説は、憲法32条は、明治憲法24条と同じく、「法律ニ定メタル裁判官」、つまり裁判所の管轄・事務分配等の法の定めによりその事件につき権限を有する裁判官、の裁判を保障する趣旨をも含むとする説が有力である（小野・刑事判例評釈集昭和24年度120頁以下、木村・新憲法と人身の自由49頁以下、河原・基本的人権の研究44頁以下、佐藤（功）・憲法〈ポケット註釈全書〉〔新版〕（上）523頁、樋口＝佐藤（幸）＝中村＝浦部・注釈日本国憲法（上）7

18頁〔浦部〕、芦部編・憲法Ⅲ人権（2）290頁以下〔芦部〕）。

したがって、憲法32条の「裁判所」とは、訴訟法の定める管轄権を有する具体的な裁判所を指すと解するべきである。

### 3 結語

このように、憲法32条の「裁判所」とは、訴訟法の定める管轄権を有する具体的な裁判所を指すところ、本件においては、第2記載の通り東京簡易裁判所は基本事件の管轄を有していないにもかかわらず、原決定は東京簡易裁判所に管轄があると判断し、再抗告人に、管轄のない裁判所での裁判を強いている。したがって、原決定には、「裁判所において裁判を受ける権利」を保障した憲法32条違反がある。

## 第2 明らかな法令違反について

### 1 管轄違いであること

#### (1) はじめに

原決定は、「武富士と被告は、武富士の本店所在地を管轄する東京簡易裁判所を管轄裁判所とする合意をした」と判示する等して、東京簡易裁判所に合意管轄が認められると判断している。しかし、原決定は、①管轄の合意の解釈を誤っており、また、②相手方は契約上の地位の移転を受けていることを看過しているのであって、合意管轄が認められるという判断は誤りである。

東京簡易裁判所には合意管轄は認められず、管轄違いである。原決定には、合意管轄について定めた民訴法11条の解釈適用を誤っているのであり、民訴法11条違反は明らかである。

#### (2) 管轄の合意の解釈

甲1の【カード会員規約】の第一章一般条項の第20条（以下、「規約第20条」という。）は、「会員は、本契約に関して訴訟の

必要が生じた場合は、会員の住所地、購入地及び当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。」と定められている。

この「当社の本店所在地」とは、当事者の合理的意思解釈として、契約当時の会社の本店所在地ではなく、「訴訟の必要が生じたときの」会社の本店所在地と考えるべきである。すなわち、会員の住所地及び会社の本店所在地は、契約後に変更される可能性があるため、契約後訴訟の必要が生じたときまでに会員の住所地や会社の本店所在地が変更された場合に備えて、本件条項は、敢えて「会員の住所地」、「当社の本店所在地」という文言にしていると解される。例えば、契約後訴訟提起までの間に会員の住所変更が生じた場合に、会員の新住所の管轄裁判所には訴訟提起できず、会員の旧住所にしか訴訟提起できないと考えるのは、余りに不便であり、当事者の合理的意思に反する。また、例えば、契約後訴訟提起までの間に会社の本店所在地の変更が生じた場合に、会社の新しい本店の管轄裁判所には訴訟提起できず、会社の以前の本店の所在地にしか訴訟提起できないと考えるのは、余りに不便であり、当事者の合理的意思に反する。

普通裁判籍は、契約時ではなく、訴訟提起時の被告の住所にある（民訴法4条）。また、義務履行地（民訴法5条1号）は、契約時ではなく、訴訟提起時の債権者の住所になる。また、債権譲渡の結果、新債権者の住所地と旧債権者の住所地が異なる場合には、新債権者の住所地が義務履行地になると解されている（大判大正12・2・26民集2巻71頁、大判大正7・2・12民録24・142）。また、民訴法3条の12は、管轄は、訴えの提起の時を標準として定めると規定している。これらのことから考

えても、当事者の合理的意思としては、規約第20条の「会員の住所地」及び「当社の本店所在地」とは、契約時ではなく、訴訟提起時のものを指すと考えるべきである。

また、「会員は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地、購入地及び当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。」という規約第20条の文言上も（下線部は再抗告人代理人が挿入）、「当社の本店所在地」とは、「訴訟の必要が生じた場合」の時点の本店所在地と読むのが自然である。

仮に訴外株式会社武富士（以下「武富士」という。）が、東京簡易裁判所のみを管轄裁判所にしたいという意味であれば、「東京簡易裁判所」を管轄裁判所とすると契約書に記載すべきであった。ところが、敢えて「当社の本店所在地」と記載したのは、今回のような消費者金融事業の承継も含め、将来的に本店所在地が東京以外の場所になることがあり得ることを想定していたからに他ならない。

また、常識的に考えて、本件原告（相手方）の本社が大阪市内にあり、本件被告（再抗告人）は岩手県奥州市に住んでいるのに、東京で裁判をしなければならないという合意は極めて不合理であって、契約当事者がそのような意思を有していたとは到底考えられない。

また、ある特定の裁判所を指示してなされた管轄の合意は、特段の事情のない限り、他の裁判所の管轄を排除する旨の意思を含み、専属的合意管轄を定めたものと解するのが通説である（コンメンタール民事訴訟法I〔第2版〕178頁）。そうだとすれば、原決定の判断では、本件原告（相手方）は、大阪市内に本社があ

り、義務履行地は大阪であるにもかかわらず、大阪で訴訟提起できないことになってしまう。このような解釈は、契約時に「会社の本社の管轄裁判所を管轄裁判所とする」と合意していたが、契約時から会社の本社が移転した場合一般に、新本社の所在地では訴訟提起できなくなってしまう結果を引き起こすものであり、その弊害は大きく、一般的に適用されるべき法解釈として到底認められない。

以上より、甲1の規約第20条の「当社の本社所在地」とは、当事者の合理的意思解釈により、「契約時の」本店所在地ではなく、「訴訟の必要が生じたときの」本店所在地と考えるべきである。

原決定は、武富士が、東京簡易裁判所と特定せずに、敢えて「当社の本店所在地」という一般的・抽象的な表現にしたことを看過しているのであり、当事者の合理的意思解釈を誤っている。

### (3) 「当社」とは株式会社ロプロを意味すること

上述の通り、「当社の本社所在地」を、「訴訟の必要が生じたとき」すなわち訴え提起時の本社所在地であると解するとしても、「当社」とは、武富士を指し、相手方である株式会社ロプロ（株式会社日本保証）を指すものではないという反論が考えられる。原決定も、「当社」を武富士と解している。

しかしながら、訴え提起時の「当社の本社所在地」における「当社」とは、相手方である株式会社ロプロを意味すると考えるべきである。

武富士は、会社分割（吸収分割）により、武富士の消費者金融事業が相手方に承継された（訴状の3頁）。会社分割は、包括承継であるため、武富士・再抗告人間の消費貸借契約の貸主たる地

位は、契約上の地位の移転により、そのまま株式会社ロプロに承継された。したがって、武富士・再抗告人間の消費貸借契約の規約第20条の「当社の本社所在地」における「当社」とは、契約上の地位を承継した相手方と考えるべきである。

上述の通り、規約第20条の「当社の本社所在地」とは、訴え提起時の「当社の本社所在地」を意味する。そして、訴え提起時の「当社」とは、契約上の地位を譲り受けた相手方である株式会社ロプロを意味する。「当社」が、武富士ではなく、相手方を意味することは、会社分割が包括承継であることから、当然の帰結である。

原決定は、会社分割が包括承継であり、相手方は契約上の地位の移転を受けていることを看過し、安易に、「当社の本社所在地」における「当社」を武富士であると解しているが、誤りである。

#### (4) まとめ

以上より、当事者の合理的意思解釈として、規約第20条の「当社の本社所在地」とは、訴え提起時の相手方の本社所在地である大阪を意味する。よって、東京簡易裁判所には合意管轄はない。

東京簡易裁判所には、法定管轄も合意管轄もない以上、裁判所は、管轄違いを理由に、民訴法16条に基づき、管轄のある裁判所に移送すべきである。このように判断をしなかった原決定には、民訴法11条違反があることは明らかである。

水沢簡易裁判所は、被告の普通裁判籍もあり、また、規約第20条により合意管轄もある。したがって、水沢簡易裁判所に移送すべきである。

## 2 民訴法17条違反

原決定は、民訴法17条による移送も認めていないが、移送を認



めるべきである。原決定は、民訴法 17 条違反があることも明らかである。

すなわち、再抗告人（本件被告）は、岩手県奥州市在住である。

また、相手方（本件原告）と再抗告人との消費貸借契約は、岩手県内で締結されたものである。

また、相手方が消費者への貸付等を業とする大手の会社であり訴訟追行のための人員・資金力が豊富であるのに対し、再抗告人は一個人であり、訴訟追行のために使用できる資金は極めて乏しい。また、再抗告人は、現在 80 歳と高齢であり、無職である。したがって、本訴訟のために再抗告人本人又は代理人が東京簡易裁判所まで出頭することは困難である。

また、上述の通り、規約第 20 条は「会員の住所地」を管轄裁判所としており、水沢簡易裁判所には合意管轄がある。

したがって、当事者間の衡平を図るため、本訴訟を水沢簡易裁判所に移送する必要があるので、民訴法 17 条により水沢簡易裁判所への移送をするべきである。原決定には、民訴法 17 条違反があることも明らかである。

以上

## 当事者目録

- 〒 ー 岩手県奥州市  
再抗告人
- 〒028-0513 岩手県遠野市東穀町8番13号  
遠野ひまわり基金法律事務所（送達場所）  
TEL:0198-63-1755/FAX:0198-63-1756  
再抗告人代理人弁護士 亀山 元  
同 大沼宗範
- 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜四丁目4番12号  
相手方 株式会社日本保証  
上記代表者代表取締役 藤原 治

抗告事件番号 平成24年(ラ)第2372号

基本事件 東京簡易裁判所平成24年(ハ)第319477号

再抗告人(基本事件被告)

相手方(基本事件原告) 株式会社日本保証

### 再抗告理由補充書

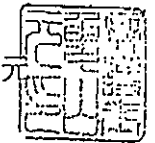


平成25年1月8日

東京高等裁判所第17民事部 御中

再抗告人代理人弁護士

亀山



同

大沼宗



頭書事件について、さきに再抗告理由書を提出したが、再抗告の理由を以下の通り補充する。

〈管轄違いは明らかであること〉

本書添付の資料1記載の通り、東京地決平成24年12月28日は、本件と同じ相手方の東京簡裁への訴訟提起が管轄違いであると争われた事案について、武富士において合意管轄地を契約締結当時の本社所在地に固定する意思であれば、カード会員規約において、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする旨明記するのが自然であるところ、かかる定め方をしていないことから、武富士としては、契約締結後に本社の移

動が生じた場合には移動後の本社所在地を合意管轄地とする意思であったことが推認されることから、合意管轄条項における「当社の本店所在地」とは、訴え提起時における武富士又はその包括承継人の本店所在地を指す趣旨であると解して、東京簡裁には合意管轄は認められないと判示した。

この決定からも明らかな通り、規約第20条の「当社の本社所在地」とは、訴え提起時の相手方の本社所在地である大阪を意味する。よって、東京簡易裁判所には合意管轄はない。東京簡易裁判所には、法定管轄も合意管轄もない以上、裁判所は、管轄違いを理由に、民訴法16条に基づき、管轄のある裁判所に移送すべきである。このように判断をしなかった原決定には、民訴法11条及び同法16条違反があることは明らかである。

以上

これは正本である。

平成25年 2月8日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官 小澤三津

